

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

長崎県知事

様

申請者 干

住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 (TEL)

(FAX)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号

事業場

電話番号

事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

※事務処理欄

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 住	
(ふりがな) 氏名又は名称				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 長崎県知事が定める部数を提出すること。
※正本1部（本課用）、副本2部（保健所控え1部、申請者控え1部）
（県外、長崎市及び佐世保市内に事業場を有する方が直接資源循環推進課へ申請する場合は、保健所控えは不要です。）

※手数料欄

産業廃棄物処理業許可に係る欠格条項について

申請者が次のいずれかに該当する場合、産業廃棄物処理業の不許可対象となります。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号関係

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ニ ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ②浄化槽法
③大気汚染防止法 ④騒音規制法 ⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
⑥水質汚濁防止法 ⑦悪臭防止法 ⑧振動規制法
⑨特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑩ダイオキシン類対策特別措置法
⑪ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
⑫ ①～⑪の法令に基づく処分
⑬暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)
⑭刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条
⑮暴力行為等処罰ニ関スル法律

以上①～⑬の規定に違反、又は⑭～⑮の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- ホ ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において準用する場合を含む。)

②浄化槽法第41条第2項

以上①～②の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

※ 当該許可を取り消された者が法人である場合(リ～ルに該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等的な支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。

- ヘ 以上ホの①～②の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の全部廃止の届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- ト ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは政令使用人又は個人の政令使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- リ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの

- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号関係

- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～チまでのいずれかに該当する者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

- ニ 法人でその役員又は「政令で定める使用人」のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

※「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの。以下において同じ

- (1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

- (2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- ホ 個人で「政令で定める使用人」のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

東京法務局への「登記されていないことの証明書」の申請について

「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物処理業の許可申請の際、あらかじめ東京法務局より「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）の交付を受ける必要があります（許可申請書の第2面及び第3面に記載された者全員分が必要）。

成年後見制度とは

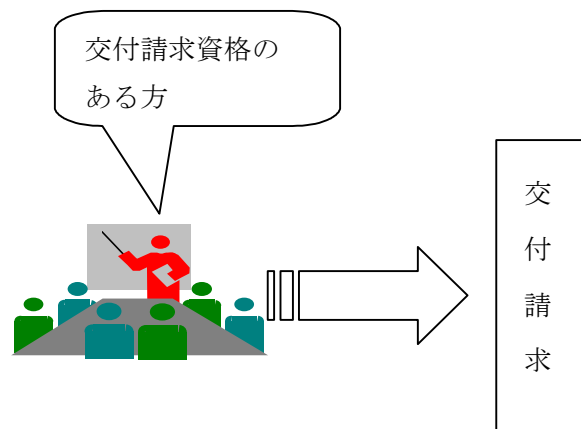
認知症の方、知的障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのがこの制度です。以前の禁治産・準禁治産制度は戸籍に記載されていましたが、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の観点から平成12年4月に成年後見登記制度へ移行し、一定の者に限定して登記の有無の情報開示が行えることになっています。

1 申請方法

- ①最寄りの法務局の窓口で申請してください。
- ②東京法務局あて郵送により申請してください。

2 手数料

1通につき、300円の「登記印紙」を最寄りの法務局又は中央郵便局等で購入ください。



3 郵送による申請のしかた

申請書に登記印紙を貼付のうえ、返信用封筒（長3サイズ（23cm×12cm）の封筒に宛名を明記・切手を貼付したもの）を同封し、下記送付先あて郵送してください。

<送付先>

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
電話03-5213-1234(代)、03-5213-1360(直)

<申請書配布場所>

最寄りの法務局（本局、支局、出張所）

※インターネットのホームページ上から申請書をダウンロードすることもできます。

法務省ホームページ ⇒ <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

4 その他

- ・本人以外で請求できるのは、本人の配偶者または四親等以内の親族です。この場合、戸籍謄抄本等親族関係を証する書面が必要となります。
- ・代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
- ・証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」としていただきます。
- ・郵送による場合、証明書の到着まで10日程度かかる場合があります。早めに手続きをされることをお勧めします。
- ・その他、申請にあたりご不明な点がありましたら、最寄りの法務局にお問い合わせください。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律関連のお問い合わせは、最寄りの県立保健所または長崎県資源循環推進課（TEL095-895-2375）まで。

産業廃棄物 及び 特別管理産業廃棄物 の種類

●産業廃棄物 (丸数字は特定の事業活動に限定されます)

1 燃え殻	⑧木くず	15 鉱さい
2 汚泥	⑨繊維くず	16 がれき類
3 廃油	⑩動植物性残さ	⑰動物のふん尿
4 廃酸	⑪動物系固形不要物	⑱動物の死体
5 廃アルカリ	12 ゴムくず	19 ばいじん
6 廃プラスチック類	13 金属くず	20 13号廃棄物 (前項の廃棄物及び輸入された廃棄物を処分するために処理したもの)
⑦紙くず	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	

●特別管理産業廃棄物

- 1 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)
- 2 廃酸 (pH 2.0 以下のもの)
- 3 廃アルカリ (pH 12.5 以上のもの)
- 4 感染性産業廃棄物
- 5 特定有害産業廃棄物
 - (1) 廃PCB等
 - (2) PCB汚染物
 - (3) PCB処理物
 - (4) 廃水銀等
 - (5) 指定下水汚泥
 - (6) 鉱さい (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) 及びこれを処分するために処理したもの (下記一覧表のとおり)
 - (7) 廃石綿等
 - (8) 特定有害物質を含むもの (下記一覧表のとおり)

特定有害物質を含む特別管理産業廃棄物一覧表 (○印が該当)

	燃え殻・ばいじん・鉱さい				廃油		汚泥・廃酸・廃アルカリ				
	燃え殻	ばいじん	鉱さい	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)	汚泥	廃酸・廃アルカリ	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)
水銀		○	○	○ ¹⁾	○ ¹⁾			○	○	○	○
カドミウム	○	○	○	○	○			○	○	○	○
鉛	○	○	○	○	○			○	○	○	○
有機燐								○	○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○			○	○	○	○
砒素	○	○	○	○	○			○	○	○	○
シアン								○	○	○	○
PCB						○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン						○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン						○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン						○	○	○	○	○	○
四塩化炭素						○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン						○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン						○	○	○	○	○	○
シス-1,2ジクロロエチレン						○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン						○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン						○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン						○	○	○	○	○	○
チウラム								○	○	○	○
シマジン								○	○	○	○
チオベンカルブ								○	○	○	○
ベンゼン						○	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	○			○	○	○	○
1,4-ジオキサン		○		○ ²⁾	○ ²⁾	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	○	○		○ ³⁾	○ ³⁾			○	○	○	○

(注) 燃え殻・ばいじん・鉱さいの処理物について、1)は燃え殻を除き、2)はばいじんのみ、3)は鉱さいを除く。

(9) 廃棄物焼却炉である特定施設において輸入された廃棄物 (「航行廃棄物」及び「携帯廃棄物」を除く。以下「輸入廃棄物」という。) の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻 (これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第24条第1項に定める基準を越えるもの。) 及びこれらを処分するために処理したもの。 (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(10) 廃棄物焼却炉である特定施設 (廃ガス洗浄施設を有するもの。) において輸入廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥 (廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。) であってダイオキシン類を含むもの及び当該汚泥を処分するために処理したもの。 (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

6 輸入廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたものもの及び当該ばいじんを処分するために処理したもの。 (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

7 廃棄物焼却炉である特定施設において輸入廃棄物の焼却に伴って発生したばいじん又は燃え殻 (これらに含まれるダイオキシン類の量がダイオキシン類対策特別措置法第24条第1項に定める基準を越えるもの) 及びこれらを処分するために処理したもの。 (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

8 廃棄物焼却炉である特定施設 (廃ガス洗浄施設を有するもの。) において輸入廃棄物の焼却に伴って発生した汚泥 (廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。) でダイオキシン類を含むもの及び当該汚泥を処分するために処理したもの。 (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

9 ばいじん (集じん施設によって集められたものであって、輸入廃棄物であるものに限る。)

10 燃え殻 (輸入廃棄物であるものに限る。) であってダイオキシン類を含むもの (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

11 汚泥 (輸入廃棄物であるものに限る。) であってダイオキシン類を含むもの (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

事業計画の概要を記載した書類					
1. 全体計画の概要（変更許可申請には変更部分を明確にして記載すること）					
2. 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等					
	特別管理産業 廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業者の名称 及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
備考 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。					

(裏面)

	特別管理産業 廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備 考	
				性 状	予定排出事業者の名称及び 所在地
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第五項、第十条の十六第二項関係）

<p>3. 施設の概要（許可外中間処理施設） ※ 設置許可施設であっても、事業の用に供する施設 全てについて施設ごとに記入すること。</p>	
<p>処 理 施 設 の 種 類</p>	
<p>設 置 場 所</p>	
<p>設 置 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>処 理 能 力</p>	
<p>廃 棄 物 の 種 類</p>	
<p>処理施設の処理方式及び 設備の概要</p>	
<p>環境保全設備の概要</p>	

様式第七号の3（第十条の四第二項第一号、同条第五項、第十条の十六第二項関係）

4. 最終処分場（許可外）		※ 設置許可施設であっても、事業の用に供する施設 全てについて施設ごとに記入すること。	
最終処分場の種類及び名称			
設 置 場 所			
設 置 年 月 日	年	月	日
最終処分場の規模等			
埋立対象廃棄物の種類			
構造及び設備の概要			
放流水の水質等			
その他環境保全対策			

5. 処分業務の具体的な計画（処分を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

年 月 日現在

役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

6. 環境保全措置

（1）中間処理施設において講ずる措置

（2）保管施設において講ずる措置

飛散・流出対策

悪臭対策

衛生害虫対策

地下浸透対策

火災発生対策

その他（囲い、表示）

（3）最終処分場において講ずる措置

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第五項、第十条の十六第二項関係）

処分後の特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の特別管理 産業廃棄物の種類		
発 生 量 (t /月又はm ³ /月)		
処 理 方 法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却	
中間処理、売却の場合は具体的な方法		
備考 処分後の特別管理産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

様式第十二号（第十条の四第二項第七号、同条第五項、第十条の十六第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金額（千円）	
事業の開始に要する資金の総額		
土地		
事務所		
処理施設		
車両・運搬具		
その他		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	(借入先名)	
	その他	
	増資	
備 考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

様式第十三号（第十条の四第二項第八号、同条第五項、第十条の十六第二項関係）

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
			年 月 日現在
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

事務所平面図

事務所所在地

1. 事務所の見取図を記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

事務所付近図

1. 事務所の付近図を記載すること。(住宅地図等の写し等でも可)
2. 事務所、事業場、保管施設が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

事業場平面図

(移動式の処理施設の保管場所を含む。)

事業場所在地			
土地所有者	住所		氏名
建物所有者	住所		氏名
<ol style="list-style-type: none">1. 事業場内の処理施設、建物、駐車場の配置がわかる見取図を記載すること。2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（賃貸借契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。4. 事業場、保管施設が同一地である等、まとめて記載できる場合は、いずれかの平面図台紙に記載して、他を省略すること。			

(裏面)

事業場付近図

1. 事業場の付近図を記載すること。(住宅地図等の写し等でも可)
2. 事務所、事業場、保管施設が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

保管施設平面図

(特別管理産業廃棄物の保管施設)

保管施設所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	
<ol style="list-style-type: none">1. 当該申請に係る保管施設が複数ある場合は別葉として、そのすべてについて記載すること。2. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。3. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（賃貸借契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。4. 事業場、保管施設が同一地である等、まとめて記載できる場合は、いずれかの平面図台紙に記載して、他を省略すること。				

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

保管施設付近図

1. 保管施設の付近図を記載すること。(住宅地図等の写し等でも可)
2. 事務所、保管施設が近隣に存在する等、まとめて記載できる場合は、いずれかの付近図台紙に記載して、他を省略すること。

最終処分船係船施設平面図

所在地	
管理者	
<ol style="list-style-type: none">1. 当該申請に係る係船施設が複数ある場合は別葉として、そのすべてについて記載すること。2. 係船許可証の写しを添付すること。	

(裏面)
最終処分船係船施設付近図

1. 最終処分船係船施設の付近図を記載すること。(住宅地図等の写し等でも可)

海洋投入処分船の写真

登録番号		最大積載量	
運搬する 廃棄物の種類			
<p>斜め前方から船名等が確認できるように 写した写真を貼り付けること。</p>			
<p>斜め後方から船名等が確認できるように 写した写真を貼り付けること。</p>			
1. 船舶については、船舶検査証、船舶国籍証、備船契約書等の写しを添付すること。			

土地・建物・車両等使用承諾書

下記の物件（車両等）を産業廃棄物処理業の用に使用することを承諾します。

土地： (m²)

建物： (m²)

車両等：

年 月 日

借主 住所

氏名

貸主 住所

氏名

印

当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

講習の種類	新規 ・ 更新	修了年月日	年 月 日
修了者の氏名		修了者の役職等	
<p>※ (財) 日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「(特別管理) 産業廃棄物の処分に関する講習会」の修了証の写しを縮小コピーし欄内に貼り付けること。</p>			
<p>上記の者は、役員、もしくは、(特別管理) 産業廃棄物の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に定める使用人 (①本店又は支店、主たる事務所又は従たる事務所の代表者 ②産業廃棄物の処理に係る契約を締結する権限を有する者) であることを申告します。</p>		<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申告者氏名</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては名称及び氏名)</p>	

特別管理産業廃棄物性状分析設備の概要等

1. 分析設備の概要等

設備の名称	機種・型式	能力	単位	台数
備考 1. 設備の概要が分かる資料（カタログ等）を添付すること。				

2. 分析担当者

氏名	役職名	経験年数	最終学歴等
備考 1. 最終学歴欄には学校名、学部、学科、卒業年度等を記載し、卒業を証する書類を添付すること。 2. 分析に関する公的機関の研修等を受講したものは、その写しを添付すること。			

(表面)

様式〔欠格要件に該当しないことを宣誓する誓約書〕

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号（裏面記載の「欠格要件」）に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

長崎県知事

様

(申請者) 住所

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(裏面)

様式 [欠格要件に該当しないことを宣誓する誓約書]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

法第7条第5項第4号

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(注1)

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注2)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注3)であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注3)であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注1)心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものとは、次のとおり

精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(注2)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(令第4条の6)とは、次のとおり

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(注3)政令で定める使用人(令第4条の7)とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

① 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの